

鴨川市文化財保存活用地域計画

千葉県鴨川市

令和 年 月

鴨川市文化財保存活用地域計画 目次

- 第1章 序論
 - 1 計画作成の背景と目的
 - 2 計画期間
 - 3 計画の位置付け
 - 4 計画の評価と進行管理
 - 5 計画の対象
- 第2章 鴨川市の概要
 - 1 自然的・地理的環境
 - ・位置、地形、地質、気候、水系、植物、動物
 - 2 社会的環境
 - ・人口、土地利用、交通、産業、観光、文化財関連施設
- 第3章 鴨川市の歴史文化
 - 1 鴨川市の歴史文化の概要
 - ・旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世、近代、現代
 - 2 鴨川市の歴史文化の特徴
- 第4章 鴨川市の文化財の概要
 - 1 文化財の指定等の状況
 - 2 未指定文化財の概要
- 第5章 鴨川市の文化財調査
 - 1 既存調査の状況
 - 2 今後の調査方針
- 第6章 文化財の保存活用に関する基本方針及び取組
 - 1 鴨川市における文化財の課題
 - 2 将来像及び基本方針
 - 3 取組
 - 4 推進体制
- 第7章 文化財の防災及び防犯
 - 1 近年の被災状況
 - 2 防災及び防犯に関する考え方
 - 3 防災及び防犯に関する方針と取組
- 第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用
 - 1 関連文化財群
 - 2 文化財保存活用区域
- 資料編
 - 1 文化財リスト
 - (1) 指定文化財等一覧
 - (2) 未指定文化財等一覧
 - ・有形文化財
 - ・無形文化財
 - ・記念物
 - ・その他
 - 2 市民アンケート

第1章 序論

1 計画作成の背景と目的

鴨川市は、平成 17 年に旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により誕生しました。現在の鴨川市の市域は、合併により、古代における長狭郡の範囲とほぼ一致するようになりました。

本市では、都市部のような大規模開発による文化財への影響は少なく限定的ですが、開発行為があった場合には、文化財の保存や環境調和などをしっかりと行っていく必要があります。

こうした中、本市には、先人たちのたゆまぬ努力により残され、地域に脈々と受け継がれてきた豊かな自然や長い歴史と文化があります。また、それらは地域の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な財産であり、市民の誇りでもあります。

日蓮聖人由緒寺院をはじめ、頼朝伝説、江戸幕府直轄の嶺岡牧、波の伊八の彫刻、黒潮の恵みがもたらす食文化、清澄・嶺岡山系と長狭平野がもたらす自然と文化など、我々の身近に多くの文化財が残されています。また、指定文化財だけではなく、地域の人々が大切だと考えている資料や行事などのいわゆる未指定文化財についても、守っていく必要があります。

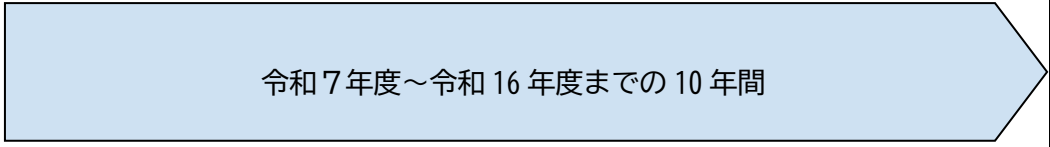
このような地域の歴史や文化を次世代に継承していくには、文化財関係者や行政だけでなく、市民一人ひとりの努力も必要です。そのためには、まず文化財への関心を高め、郷土の歴史や文化を身近に感じられるようし、文化財を支える担い手の育成を図ることも重要です。

文化財保存活用地域計画の作成は、地域の文化財は地域で守り、そして、文化財の活用により地域活性化が図られるよう、施策と事業（措置）を体系化し、計画的に実施されるようになることを目的とします。これにより、市民皆さんの豊かな心が育ち、誰もが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めていくことを目指していきます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とします。

【鴨川市文化財保存活用地域計画の計画期間のイメージ】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
地域計画										

3 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、千葉県文化財保存活用大綱を勘案して作成するもので、本市の上位計画である第 2 次鴨川市基本構想や鴨川市第 4 次 5 か年計

画、鴨川市教育振興計画（第3期）との整合を図ることとします。

また、新たな上位計画の策定や改定等がなされた場合は、本計画についても速やかに変更するなど必要な措置をとるものとします。

（1）第2次鴨川市基本構想（平成28年度～令和7年度）

鴨川市第4次5か年計画（令和3年度～令和7年度・後期基本計画）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	基本構想 平成28年度から令和7年度までの10年間									
基本計画	第3次5か年計画 平成28年度から令和2年度までの5年間					第4次5か年計画 令和3年度から令和7年度までの5年間				

将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

基本理念

- 1 「交流」のまちづくり
- 2 「元気」のまちづくり
- 3 「環境」のまちづくり
- 4 「協働」のまちづくり
- 5 「安心」のまちづくり

基本方針（施策の大綱）

基本方針1：快適で暮らしやすい交流拠点のまち

基本方針2：環境と調和した安心・安全のまち

基本方針3：活気あふれ人が集う産業のまち

基本方針4：ともに学び未来を育む教育文化のまち

4-1 学校教育の充実

4-2 生涯学習の充実

4-3 青少年の健全育成

4-4 文化の振興

4-5 スポーツの振興

4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5：一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

基本方針6：みんなが主役となる協働・自立のまち

(2) 鴨川市教育振興計画（第3期 令和3年度～令和7年度）

教育振興の基本方針

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

施策分野と基本目標

Ⅳ 文化振興

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

施策と事業

Ⅳー1 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術の振興

Ⅳー2 文化施設の充実

(1) 文化活動の拠点施設の整備・活用

Ⅳー3 歴史・文化の保全と活用

(1) 指定文化財保護活動の支援と適切な保護の推進

(2) 市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

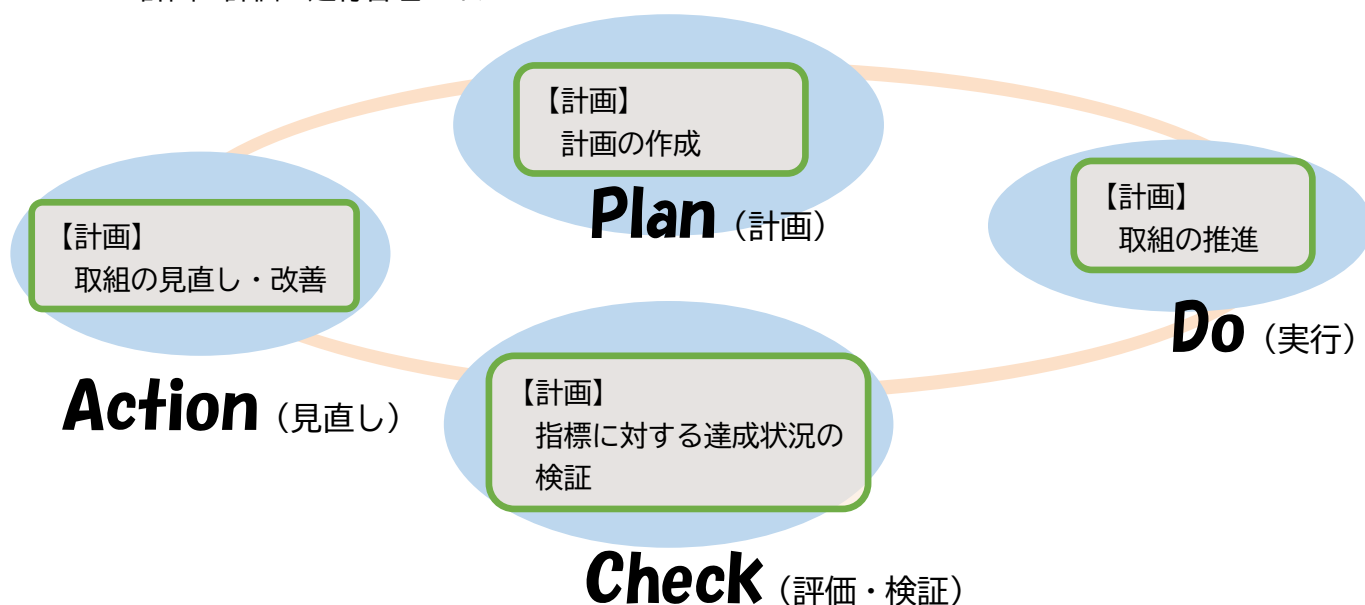
(3) 地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

4 計画の評価と進行管理

本計画に位置付けた取組については、行政事業レビューの仕組み等を活用し、PDCA サイクルを循環させ、進行管理を行います。

計画に位置付け実施する取組に対して、計画期間の最終年度における評価指標を検証し、次期計画を作成する際に取組の見直し、改善を図ります。

■計画の評価と進行管理のイメージ



5 計画の対象

本計画において対象とする文化財は、文化財保護法に定義される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、埋蔵文化財、文化財の伝統的な保存技術とします。

また、文化財保護法の規定によって指定されていない未指定の文化財、本市の歴史文化を受け継いでいくうえで欠くことのできない地域の伝統行事、民話、方言などの人々の活動や、眺望や鉱泉といった豊かな自然環境なども含むものとします。

鴨川市の文化財

文化財保護法の規定による文化財

- ・有形文化財
- ・民俗文化財
- ・文化的景観
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の伝統的な保存技術
- ・無形文化財
- ・記念物
- ・伝統的建造物群



鴨川市独自の文化財

- ・郷土の偉人にまつわるエピソード
- ・寺院、神社
- ・石造物
- ・工芸
- ・民話
- ・記念物（森、滝、渚、山、島、木、池、岩、景勝地）
- ・眺望
- ・祭礼、伝統行事
- ・神仏像
- ・地名
- ・方言
- ・食文化

第2章 鴨川市の概要

1 自然的・地理的環境

本市は、房総半島の南東部、太平洋側に位置し、東は勝浦市、西は南房総市と鋸南町に、北は大多喜町、君津市と富津市に接しています。また、南は太平洋に面した全長約 24 kmの海岸線を有し、面積は 191.14 km²、千葉県全体の (5157.60 km²) の約 3.7%を占めています。黒潮の影響を受けて気候は温暖で、太平洋側では冬でも降雪・降霜がほとんどありません。

地形は主に、北側の清澄山系と南側の嶺岡山系、両山系に挟まれた長狭平野、曾呂・江見丘陵と海岸段丘などによって形成されています。清澄山系は河川により開析された樹枝状の小さな谷が形成され、急峻な丘陵地となっています。海岸線まで丘陵が迫っている天津小湊地区では、見た目にも険しい印象があります。

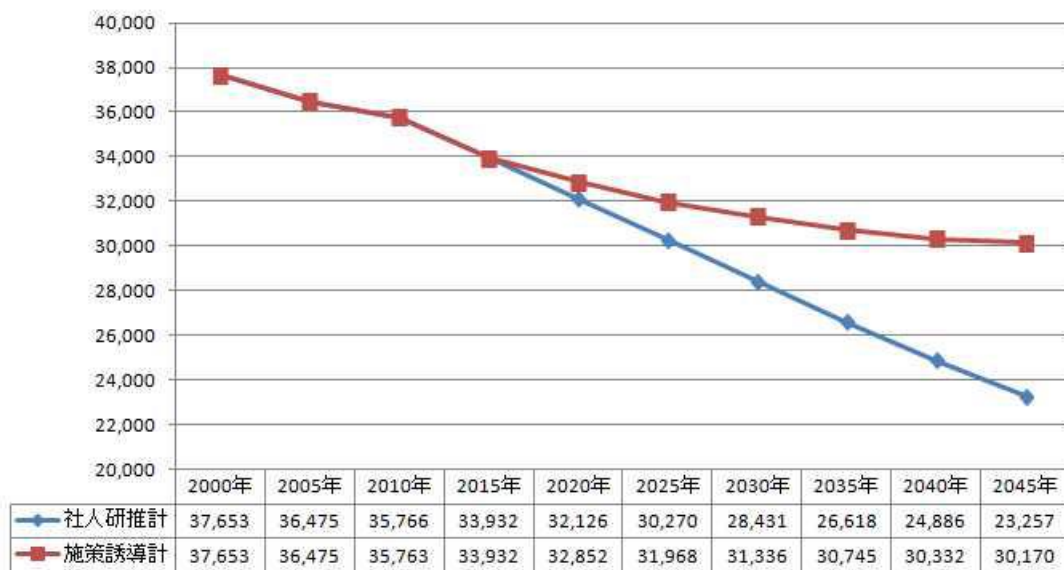
2 社会的環境

本市の人口は、令和2年の国勢調査では 32,166 人、令和6年2月現在の常住人口は 30,516 人となっています。

昭和25年の 48,571 人をピークとして一貫して減少し、急速に進む人口減少と少子高齢化の影響により地域コミュニティの担い手が不足しています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、令和27(2045)年には約 23,000 人に減少すると見込まれています。

本市の人口ビジョン(令和3年3月改訂)では、総合戦略の推進に伴う施策誘導により、移住・定住の促進と合計特殊出生率の上昇に取り組むことで、令和27(2045)年の将来人口約 30,000 人の維持を展望しています。



出典：鴨川市人口ビジョン(令和3年3月改訂)

本市の主要な幹線道路は、海岸線に沿って国道 128 号が横断し、市西部を国道 410 号が縦断しています。また、本市と周辺市町を結ぶ幹線道路として、主要地方道が千葉鴨川線など 6 路線、一般県道 4 路線が整備されています。

鉄道は、JR 外房線と JR 内房線が海岸線に沿って国道 128 号とほぼ並行して運行され、5 つの鉄道駅を有しています。

路線バスは、東京都及び千葉市方面へのアクセス手段として高速バスが運行されるほか、周辺市町との地域間移動を担う公共交通として、安房鴨川駅を起点に木更津市、君津市、館山市、南房総市、富津市及び鋸南町に接続しています。

また、地域内の移動を担う路線バスを補完するコミュニティバスの運行や乗合タクシー（チョイソコかもがわ）が実証運行を行っています。

横渚地区には、鴨川市郷土資料館及び鴨川市文化財センターが設置されています。郷土資料館は昭和 57 年に、文化財センターは平成 13 年に開館しました。両施設は、隣接し連絡通路で結ばれていることから一体的に管理・運用されています。両施設は、いずれも鉄筋コンクリート造 2 階建て、郷土資料館の延床面積は 671.44 m²、うち展示室が 409.2 m²、文化財センターの延床面積は 872.11 m²、うち展示室が 156 m²、収蔵庫が 327.5 m²、学習室が 121.5 m²となっています。

郷土資料館では民俗資料や郷土の偉人の紹介、美術品の展示を、文化財センターでは埋蔵文化財や指定文化財などの展示を行っています。そのほか、教育普及事業として、歴史講座の開催や公民館・学校などへの出前講座により、本市の歴史・自然・文化の振興に努めています。

第 3 章 鴨川市の歴史文化

1 鴨川市の歴史文化の概要

（１）旧石器時代

安房地域における旧石器時代の遺跡は、南房総市の大房岬遺跡が知られており、ローム層中から黒曜石や嶺岡産の珪質頁岩などの剥片石器が出土しています。同遺跡が安房地域における旧石器時代唯一の遺跡となっています。

一方で、鴨川市内の嶺岡山系や清澄山系の丘陵部には、ローム層の露頭が確認できる場所があります。旧石器時代の遺跡はローム層から発見されるため、これまで市内では見つかっていない旧石器時代の遺跡が、新たに発見される可能性はありと考えています。

（２）縄文時代

縄文時代の遺跡のうち、発掘調査が行われたのは、東条地区遺跡群、田原地区の茱萸ノ木田遺跡、天津地区の砂田遺跡及び二タ間遺跡、小湊地区の貝戸遺跡です。東条地区遺跡群からは早期から中期にかけての土器や黒曜石の石器、砂岩の磨製石斧などが見つかっています。茱萸ノ木田遺跡からは早期から中期にかけての土器と黒曜石・チャートの石器が、砂田

遺跡は貝塚とされており、前期から中期にかけての土器と黒曜石の石器、磨石が見つかります。貝戸遺跡からは中期の土器が見つかります。いずれの遺跡からも住居跡などの遺構は確認できず、見つかった遺物は、包含層からの出土と表面採取によるものです。

（３）弥生時代

東条地区遺跡群からは、中期から後期にかけて規模の大きい集落跡が見つかります。待崎川の河岸段丘上に立地し、竪穴住居跡のほか、土坑や水田跡の一部が、遺物は土器のほかに稲作関連の道具である穂摘具や石斧が発掘されました。

土器の様相からみると、当地域は東京湾沿岸の文化圏に属しており、東海地方や三浦半島などとの交流により、新たな文化がもたらされました。また、稲作文化の伝播により生活が安定し、集落の大型化が進んだと考えられます。

（４）古墳時代

千葉県は全国的に見て古墳の多い地域といえますが、安房地域には古墳が少なく、その代わりとして内房地域には横穴遺跡が見られます。しかしながら、本市には古墳も横穴遺跡も数えるほどしかありません。

東条地区の砂丘上には、５基の円墳からなる広場古墳群があります。後広場１号墳は直径２１メートル、高さが２．７メートルで、千葉県では唯一となる刳抜式舟形石棺が出土しました。土砂採りの際に石棺が見つかったものです。石棺内からは人骨１体と金銅装大刀、直刀、鹿角装刀子、鉄鏃が副葬されていました。

近隣には後広場２号墳があり、広場古墳群で現在墳丘の残っている唯一の古墳となっています。

東条地区遺跡群からも古墳が見つかります。弥生時代から続く待崎川の河岸段丘上の集落から古墳の周溝が見つかり、土器や住居との関係から古墳時代初頭の古墳と考えています。古墳の周溝から見つかった土器には東海系のパレス壺やＳ字状口縁台付甕などの搬入品が見られ、弥生時代に引き続き、尾張・東海地方との交流がうかがわれます。

（５）古代

私たちの住む安房地方は、続日本紀に「元正天皇養老２年（７１８）５月上総国を割きて安房国を置く」と記されています。

長狭という地名は、古事記の神武天皇の条に「神八井耳命は長狭国造の祖」とあり、万葉集には長狭郡と朝夷郡出身の防人の歌二首が収められています。「古語拾遺」という古書に「その麻によろしき所、これを長麻と云う」と長狭の地名伝承を載せています。

市域は、神八井耳命やその子孫などの地方豪族が統治したと思われます。また、嶺岡山系からは、全国的にも珍しい七鈴鏡が出土し、奈良時代頃まで鈴鏡を使用する祭りが受け継がれていたと思われます。

大化の改新（645）以降は、中央から派遣される国司（律令制の地方官「現在の知事」）によって支配されました。東条地区からは、弥生時代や古墳・奈良時代の遺跡が数多く発見され、「東条」「西条」の地名があるように、条里の地割が行われたと考えられていましたが、明確な条里跡は確認できていません。

平安時代中期の記録に、長狭郡の郷として、壬生・日置・田原・酒井・伴部・加茂・丈部・置津の八郷が出てきますが、どの地域にあたるか詳しくはわかっていません。

（6）中世

治承4年（1180）8月、石橋山の合戦で敗退した源頼朝は安房に逃れ、安房の武士団を集めて再起を図りました。当地域の代表的な在地領主には、長狭氏がいました。「吾妻鏡」治承4年9月3日の条によると、頼朝は、上総権介平広常のもとへ行こうとしたところ、長狭六郎常伴に襲撃されましたが、三浦義澄の機転と奮闘により長狭六郎常伴は討ち取られ、頼朝は危機を脱しました。当市域には「一戦場」という地名があり、この出来事の場所であるとする伝承があります。仁右衛門島や旗かけ松など、頼朝に関する伝説が多く残っています。

長狭氏滅亡後は、三浦氏の支配が行われたと伝えます。長狭郡の東部には、源頼朝が伊勢神宮に寄進した、東条御厨と呼ばれる荘園が確認されています。

三浦氏の勢力が衰えた鎌倉中期ころから東条氏が勢力を伸ばしました。

この頃、日蓮が小湊に誕生し、清澄寺で学ぶとともに、新しい教えとして法華経を説きました。市内には、誕生寺、清澄寺を始めとして、日蓮に関する伝説や縁の場所が数多くあります。日蓮が小松原で東条景信に襲われた際には、天津を領有していたといわれる工藤吉隆が討ち死にしています。

室町時代には、大山地区を中心として柴原子郷が成立し、大山寺への寄進、北風原に安国寺が建立されるなど、公方足利氏の掌握下にあったと思われます。

室町時代も後期になると、安房に基盤をもった里見氏が、公方足利氏の権威を後ろ盾に在地武士を服属させ安房を統一し、旧勢力に代わって支配しました。当地域は、山の城や郡屋敷を根拠に、重臣とも同盟者ともいわれる正木氏の勢力下にありました。

その後、家督・権力争いから里見氏と正木氏の争いに発展し、天正8年（1580）、正木氏の支城だった市内太田学の金山城や浜荻の葛ヶ崎城が里見氏によって落城、里見氏支配に統一されます。

市域の村々の形ができあがったのは、この頃といわれています。

（7）近世

江戸時代に入り、10代・170年間にわたり安房に君臨した里見氏が、慶長19年（1614）に改易され、以降は代官領・大名領・旗本知行所が混在しました。

元和6年（1620）に西郷正員が、下総国生実（現千葉市）から安房の朝夷・長狭の2郡内に領地を移され、東条東村宝性寺に陣屋を構え、東条藩と称しました。西郷氏は、元禄5年

(1692)に下野国(栃木県)上田に転封となったため東条藩は廃藩となり、以後、東条の地に藩が置かれることはありませんでした。

東条藩が廃藩となった後、内浦や天津、磯村、天面など海岸線の村々は、岩槻藩領となり、明治維新をむかえました。

寛永～承応年間(1624～1654)ころには、関西漁民が出漁し始めたといわれ、鰯網操漁や八手網などさまざまな漁法が導入され、多数の紀州漁民が逗留し定住するようになりました。前原など沿岸の村々は繁栄しましたが、特に天津地区は「天津千軒」とうたわれました。

また、享保7年(1722)には、里見氏以来の馬の牧場である嶺岡牧が再興され、幕府の直轄地として経営されました。同牧には白牛も放牧され、酪(乳製品)の製造も行われました。明治以降は民間の牧場として経営が続けられましたが、経営難から大部分を売却して解散し、千葉県による牛の種畜場となって現在も存続しています。

(8) 近代

明治に入り、徳川宗家が駿遠に領地を与えられたことから、房州にも大名が移ってきました。明治元年(1868)9月に西尾忠篤が、遠江横須賀から3万5,000石で当地に入封し、花房藩と公称しました。仮藩庁は横渚村に設けられ、藩主の宿所は広場の鏡忍寺に置かれました。同時期に駿河田中藩が南房総市白浜に移封され、長尾藩と称しました。

版籍奉還・廃藩置県を経て、明治4年(1871)11月の県の統廃合によって木更津県に組み入れられ、明治6年千葉県の成立によって、その管轄下に置かれました。

その間、明治4年の明治天皇の大嘗祭では、市内北小町の田が主基斎田に選ばれています。

明治時代には多くの行政改革が行われました。明治22年(1889)の町村制の施行にともない、長狭郡62町村の合併がすすめられ、新たに太海村・曾呂村・大山村・吉尾村・由基村(大正4年10月主基村と改称)・田原村・鴨川町・西条村・東条村・天津町・湊村(昭和3年11月町制施行、小湊町と改称)の11町村となり、朝夷郡内の6村が合併して江見村(昭和3年11月町制施行)が成立しました。

昭和4年には房総線が全線開通し交通の便がよくなり、この地帯は農業・水産業の盛んなところとしてにぎわい、観光面でも大いに発展をしました。

(9) 現代

第2次世界大戦後、昭和28年(1953)9月1日に施行された町村合併促進法によって、昭和29年7月1日に鴨川・東条・西条・田原が合併して鴨川町を、昭和30年2月11日には天津・小湊が合併して天津小湊町を、また同年3月31日には大山・吉尾・主基が合併して長狭町を、太海・曾呂・江見が合併して江見町をそれぞれ設置しました。

鴨川町は農業と漁師町としてにぎわう一方、長狭全郷の経済の中心地として、物資の集散地・消費地として商業活動も活発化し、また自然美に富んだ房総の観光拠点基地として発展してきました。長狭町は嶺岡・清澄両山系の間に開けた細長い町で古くから酪農・果

樹園芸・米作と農業中心に栄え、また江見町は太平洋岸に面した温暖な気候に恵まれた町で花き栽培が盛んであり、花の江見として名高いところです。

この鴨川町・長狭町・江見町の3町は、昭和45年（1970）3月12日施行の三万市制特例法に基づき合併市制を施行し、昭和46年3月31日に鴨川市として発足しました。そして3次の基本構想並びに7次にわたる総合計画のもと、各種産業間の連携を図りながらハードおよびソフトの整備が進められてきました。

天津小湊町は、豊富な磯根資源や釣り漁業を中心とした漁業地として、また、清澄寺・誕生寺や鯛の浦などの日蓮聖人生誕の霊地や門前町としての特性を有し、風光明媚な観光の名所として広く知られています。

21世紀に入り、地方分権時代の到来を迎え、様々な課題に対応し、魅力的な地域づくりを進め、南房総の拠点都市としてより発展するため、鴨川市と天津小湊町が合併し、平成17年2月11日に新鴨川市が誕生、令和7年には市制施行20周年を迎えます。

2 鴨川市の歴史文化の特徴

本市の歴史文化は、清澄・嶺岡山系と両山系に挟まれた長狭平野、太平洋に面した江見から太海、鴨川、天津、小湊までの長い海岸線といった自然環境によって育まれ、もたらされてきました。人々は気候風土に適応した生活を送ることで、この地域特有の歴史文化を形成し、代々守り受け継いできました。文字通り「長く狭い」平野を中心に暮らす人々が大地と黒潮の恵みを享受し、今に伝え語りかけてくれる歴史文化を、次のように6つの特徴にまとめることができます。

（1） 清澄・嶺岡山系と長狭平野がもたらす自然と文化

主な文化財

- ・大山千枚田
- ・主基斎田
- ・後広場古墳群
- ・曾呂温泉
- ・清澄の大スギ
- ・嶺岡層群
- ・長狭米

（2） 中世の痕跡が随所に

日蓮聖人と頼朝伝説

主な文化財

- ・誕生寺、清澄寺など日蓮聖人由緒寺院
- ・小松原の法難や上人塚などの霊跡
- ・仁右衛門島、一戦場などの頼朝伝説
- ・木造不動明王坐像（大山寺）

(3) 刻まれる嶺岡牧と波の伊八の記憶

主な文化財

- ・嶺岡牧、野馬土手、馬捕場跡
- ・牧士
- ・牛洗いの行事
- ・近代酪農発祥の地
- ・武志伊八郎信由の彫刻
- ・伊八の生家と工房跡

(4) 長狭地域の信仰と伝統

主な文化財

- ・大浦の担ぎ屋台巡行
- ・吉保八幡のやぶさめ
- ・和泉の三役
- ・式年鳥居木曳
- ・九頭竜様
- ・富士講

(5) 眼前に広がる太平洋の波濤

主な文化財

- ・鯛の浦タイ生息地
- ・天津地区や太海地区などの漁村集落
- ・綿糸のエビ網漁
- ・万祝い
- ・魚見塚
- ・枕状溶岩

(6) 黒潮の恵みがもたらす食文化

主な文化財

- ・房州ひじき
- ・さんが焼
- ・なめろう
- ・雑煮のハバノリ
- ・チッコカタメターノ
- ・釣りキンメ

第4章 鴨川市の文化財の概要

1 文化財の指定等の状況

鴨川市内の指定文化財及び登録文化財は、令和6年3月14日現在、国指定文化財2件、県指定文化財26件、市指定文化財50件、国登録文化財8件、県登録文化財5件の91件となります。

市における文化財の指定は、鴨川市文化財の保護に関する条例の規定に基づき、鴨川市教育委員会が行います。

指定に当たっては、文化財調査等で確認された文化財のうち特に重要なものに関して所有者の同意を得た場合、鴨川市文化財保護審議会への文化財の指定についての諮問を行い、その答申に基づいて鴨川市教育委員会が指定します。

鴨川市の指定文化財等の状況（令和6年3月14日現在）

類型		国指定	県指定	市指定	国登録	県登録	合計	
有形文化財	建造物			6	8	8	22	
	美術工芸品	絵画			1		1	
		彫刻		5	22		5	32
		工芸品		1				1
		書跡・典籍等		3	3			6
		考古資料		1				1
		歴史資料						
無形文化財								
民俗文化財	有形の民俗文化財				3		3	
	無形の民俗文化財			2	3		5	
記念物	遺跡			1	2		3	
	名勝地			2			2	
	動物・植物・地質鉱物		2	5	8		15	
文化的景観								
伝統的建造物群								
合計			2	26	50	8	5	91

2 未指定文化財の概要

第5章 鴨川市の文化財調査

1 既存調査の状況

本市においてこれまで実施されている文化財調査の状況は次のとおりです。

【教育委員会の文化財調査】

市教育委員会が行った調査は、当時の鴨川図書館が、昭和39年(1964)から行った古文書調査が最初で、読書会の会報である『鴨川』の第3号に、旧田原村・旧東条村・旧広場村・旧主基村の古文書が収録されています。調査は市民の協力を経て遺跡や伝承など幅広く行われ、その結果は、投稿という形で、昭和55年(1980)の『鴨川風土記』創刊号、平成4年(1992)の『鴨川風土記』第2号として編纂され、現在では貴重な記録となっています。また、史料目録として『鴨川風土記』創刊号と同時に、『竹沢家史料目録』が刊行されています。

昭和57年(1982)に鴨川市郷土資料館が開館し、展示や調査が実施されるとともに、市内における様々な分野の情報収集が始まりました。ただし、体系的な悉皆調査ではなく、展覧会などのテーマに沿った研究、又は市民からの情報による調査に留まっています。

現在は図書館で実施されていた調査を受け継ぐとともに、市史編さん委員会の事業についても、鴨川市郷土資料館を拠点施設として調査、情報収集及び研究活動を続けています。

【市史編さん委員会】

市史編さん事業に伴う歴史文化や文化財、寺社等に関する情報や資料の収集は、旧鴨川市と旧天津小湊町でそれぞれ実施され、その成果を観光部として発刊し、広く市民に周知を図っています。

旧鴨川市では、市制施行 20 周年の事業の一端として昭和 61 年(1986)に市史編さん計画を企画。翌年、市史編さん委員会を設置し、平成 3 年(1991)の『鴨川市史 史料編 (一)』を皮切りに、以降、平成 16 年(2004)の『曾呂のあゆみ』まで計 15 冊を刊行しました。

旧天津小湊町においては、昭和 60 年(1985)に町史編さん委員会を設置し、町史編さんを開始。昭和 61 年(1986)の『ロシア人来航の記録』を最初として、平成 16 年(2004)の『天津小湊の神仏調査報告書』まで、史料編や通史編など計 11 冊を刊行しました。

平成 17 年(2005)の市町村合併後も、旧町村ごとの歴史をまとめた、通称「あゆみシリーズ」の編さんと発刊を続け、令和 3 年度にシリーズ最後となる『主基のあゆみ改訂版』を発刊しました。

市史編さん事業については、令和 6 年度に基本方針を決定し、史料調査と発刊を継続していく方針です。

また、編さん事業で収集した関係資料は、原本・複写物含め 37,906 点に及び、そのすべてが市郷土資料館に保管しています。

【千葉県調査】

県教育委員会は、これまで文化財の類型ごとに県内の実態調査を実施し、報告書を刊行しています。また、本市をフィールドとした調査研究は、千葉県史料研究財団が県史編纂事業の一環として県内の古文書調査を、千葉県自然保護課や千葉県立中央博物館などの機関が地質、地形や民俗などの調査を行っています。

【研究機関等の調査】

市内には、亀田医療大学のキャンパスをはじめ、東京大学大学院附属千葉演習林、千葉大学海洋バイオシステム研究センター、早稲田大学・東洋大学などのセミナーハウスが設置されており、様々な研究機関や大学等が市内で調査研究を行っています。その他、鴨川市郷土史研究会や一般社団法人波の伊八まちづくり塾など市民による調査研究団体も活動しています。

これらへの調査協力や調査成果の共有を図り、情報の収集、内容の把握に活かしています。

（２） 分野別の調査の内容

◆有形文化財

①建造物

・寺社

寺社建築については、昭和 52 年度（1977）に国が主導し市町村の協力を得て県教育委員会が「近世社寺建築調査」を実施しました。市町村の協力によりまず建物の所在と特徴を把握する調査が行われました。旧鴨川市内では 51 寺社の調査票が保管されていますが、未調査の寺社もありました。旧天津小湊町分を含め、鴨川市内では 31 寺社 46 棟が報告されています。

この結果を受け、実測、構造形式や装飾の調査、沿革資料の確認等の詳細な調査を行う必要がある寺社が選定されて第二次調査が実施されました。

また、その後も、市教育委員会により文化財指定や企画展に伴う調査などを実施しています。

・古民家、産業関連施設等

近代建造物の調査は、県教育委員会が平成 3 年度（1991）から平成 4 年度（1992）の 2 か年で明治期以降に建設された公共建造物や商工業施設等の近代建造物の基礎資料を得るために「千葉県近代建造物実態調査」を、平成 7 年度（1995）から平成 10 年度（1998）の 4 か年で幕末から昭和 20 年までの建造物を対象に「千葉県産業・交通遺跡実態調査」を行いました。

平成 14 年度（2001）から平成 15 年度（2002）に「千葉県近代和風建築総合調査」が行われ、明治～昭和 20 年までに建設された伝統的様式や技法で建てられた木造物（一部洋風の様式や技法が用いられているものを含む）を対象としています。

その他の把握調査は行われておらず、現在把握している情報は、文化財指定や展覧会などの取組の中で把握したものです。

・石造物

旧天津小湊地域においては、平成 8 年(1996)から 4 か年にわたって、旧町によって石造物の悉皆調査が行なわれ、非公開を含め 703 件を確認しました。旧鴨川市地域においては、平成 15 年(2003)から 6 年間にわたって、鴨川市郷土史研究会が調査を実施し、およそ 3,000 件を把握しています。

②絵画・工芸品

市が所蔵するもの、文化財などの指定がされているもの以外は、市内の情報を把握できていません。

③彫刻

神仏像については、旧天津小湊町地域においては、平成9年度から平成14年度までの6か年にわたり悉皆調査が実施されました。それに先立ち、誕生寺においては独自の把握調査が行われています。旧鴨川市地域においては、文化財指定を除き、市内の情報を把握できていません。

寺社・山車屋台彫刻については、市内外の研究者及び市郷土資料館の展覧会開催に伴う調査研究が長年にわたり行われ、情報共有と同時に調査結果に伴う出版物が刊行されるなど把握がされています。

④古文書

古文書調査は、市史編さん事業として旧市町教育委員会においてそれぞれ行われ、合併後も市史編さん委員会を継続し、千葉県文書館などと協力して、現在も続けられています。

⑤考古資料

東条地区遺跡群などの発掘調査の成果から把握しています。

◆無形文化財

千葉県指定伝統的工芸品

①万祝

万祝は、豊漁の際に船主が船員の漁師に贈る晴れ着のことです。恵比寿様や大黒様、鶴などの縁起のいい図柄の反物をもらった漁師たちは、着物に仕立て、仲間が集まる正月やお宮参りの際に羽織りました。万祝文化は江戸時代後半から房総半島沿岸に広く見られ、多くの染物屋がありましたが、その技術を現在も受け継いでいるのは千葉県でもわずか、市内でも2件となっています。

②房州船鋸

船鋸は、船大工が造船の際に使用する鋸で、材料となる木材が堅いため切れ味の良さが求められました。昭和40年代になると、木造船の需要は減り、ガラス繊維強化プラスチックを材料とするFRP船が主流となりました。現在では房州鋸として剪定用鋸や生け花、工芸用などの多用途の鋸を製作し、伝統を守っています。

◆民俗文化財

①無形の民俗文化財

・風習

平成6(1994)年度に千葉県の県史編纂事業の一環で「千葉県地域民俗調査」が実施され、の調査が行われました。

・祭り及び行事

平成 11 年度（1999）から平成 13 年度（2001）にかけて千葉県教育委員会が「千葉県祭り・行事調査」を実施しています。市教育委員会においては、市域内の特徴ある祭り・行事をリストアップし、広報や観光担当と情報共有しながら記録調査を行っています。

②有形の民俗文化財

・絵馬

平成 5 年度（1993）から平成 7 年度（1995）までの 3 か年で、寺社の絵馬等の実態調査を千葉県教育委員会が行いました。平成 4 年度（1992）に県内各市町村が担当して予備調査を行い、昭和 10 年代以前（戦前）の絵馬、奉納額、建築彫刻を調査対象とし、予備調査に基づく悉皆調査と絵馬等が多く奉納されている寺社や地域の特色を有する事例の詳細調査が行われました。

・民俗資料

鴨川市郷土資料館には、漁労用具、商業用具、諸職用具、農業用具、林業、養蚕・製糸・機織用具など約 6000 点の資料が収蔵され、台帳化されています。また、所蔵者からの複写を含め約 800 点の写真資料を収蔵しています。

（３）鴨川市文化財の把握調査

類型			調査名	実施主体	実施年度
有形文化財	建造物	社寺建築	近世社寺建築調査	千葉県教育委員会	昭和 52 年
	美術工芸品	彫刻	神仏像調査	天津小湊町	平成 9～14 年
			県指定有形文化財 木造不動明王坐像及び両脇侍立造調査	鴨川市教育委員会	平成 7 年
			鴨川市内波の伊八所在調査	鴨川市	平成 8 年
			長狭三十三観音調査	鴨川市郷土史研究会	平成 9 年
		古文書	竹沢家文書調査	鴨川市立図書館	昭和 52 年～昭和 53 年
		石造物	石造物調査	天津小湊町	平成 8～11 年
			石造物調査	鴨川市	平成 8 年
			石造物調査	鴨川市郷土史研究会	平成 15～20 年
民俗文化財	無形	民俗	祭り・行事調査	千葉県教育委員会	平成 11～13 年
			妙蓮寺の歌題目・ひげ題目調査	天津小湊町	平成 14 年
			天津の民俗調査	跡見学園女子大学民俗研究会	平成 5 年

記念物		民話・ 伝承	長狭地方の民話と伝説調査	鴨川市郷土資料館	平成 5 年
			四方木の生活と伝承調査	武蔵大学人文学部	平成 6 年
	史跡	遺跡	ロシア人来航の記録調査	天津小湊町	昭和 61 年
			廻塚遺跡発掘調査報告書	鴨川市廻塚遺跡発掘調査会	昭和 57 年
			天津小湊町内遺跡発掘調査(貝戸遺跡・二夕間遺跡・砂田遺跡)	天津小湊町	平成 4 年
			葛ヶ崎城跡調査	天津小湊町	平成 5 年
			東条地区遺跡発掘調査	東条地区遺跡調査会・鴨川市教育委員会	平成 4～6 年
			中原条里跡発掘調査	鴨川市教育委員会	平成 6 年
			東条地区遺跡発掘調査・茱萸ノ木田遺跡発掘調査	鴨川市遺跡調査会・鴨川市教育委員会	平成 7 年
			東条地区遺跡群発掘調査	鴨川市遺跡調査会・鴨川市教育委員会	平成 8 年
			茱萸ノ木田遺跡発掘調査	鴨川市遺跡調査会・鴨川市教育委員会	平成 8～9 年
			東条地区遺跡群発掘調査(中原条里跡・根方上ノ芝条里跡・西条氏館跡)	鴨川市遺跡調査会・鴨川市教育委員会	平成 4～9 年
			中世城跡調査(葛ヶ崎城跡・城崎城跡・金山城跡・江見根古谷城跡)	天津小湊町	平成 3～平成 9 年
			湯貫田遺跡・花輪遺跡発掘調査	鴨川市・総南文化財センター	平成 14 年
			葛ヶ崎城跡発掘調査	鴨川市教育委員会	平成 17 年
			鹿野岡城跡調査	鴨川市	平成 27 年
			嶺岡牧野馬土手調査	鴨川市	平成 30 年
	地質鉱物		鴨川市域の岩石	真田三郎	平成 10 年
			地形と地質調査	天津小湊町	～平成 10 年
	植物		植物調査	天津小湊町	昭和 63～平成 6 年
			海浜生物調査	天津小湊町	平成 5 年
その他の文化財			県・市指定文化財及び史跡状況調査	鴨川市	平成 8 年
			鴨川市内歌碑・句碑所在調査	鴨川市	平成 8 年

2 今後の調査方針

(1) 調査の方向性

- ・ 調査を進めるための体制整備
- ・ 専門知識を持った人材の育成
- ・ 文化財の体系的な研究

(2) 文化財の総合的な把握

- ・ 分野別調査の整理
- ・ 未調査分野の把握

(3) 分野別の文化財調査

- ・ 旧鴨川市地域における神仏像調査
- ・ 近代遺産の調査

第6章 文化財の保存活用に関する基本方針及び取組

1 鴨川市における文化財の課題

本市におけるこれまでの文化財行政の取組から問題点や不十分な点が確認されています。

また、市民アンケートの意見においても、文化財の現状の改善や広報などの発信力不足について指摘があります。これらを文化財の課題と捉え、次のように整理します。

(1) 保存に関する現状と課題

- ・ 文化財の現状の把握
- ・ 文化財所有者及び保存団体の高齢化
- ・ 維持管理の負担の増大
- ・ 担い手や後継者の不足
- ・ 盗難や自然災害への対処
- ・ 専門人材の育成
- ・ 文化財調査の充実
- ・ 文化財担当部署の体制整備

(市民アンケートから)

- ・ 文化財のデジタル化
- ・ 保存費用への助成金

(2) 活用に関する現状と課題

- ・ 学校教育との連携
- ・ 文化財の公開と活用

- ・観光振興や地域活性化への活用
 - ・郷土資料館の活動
 - ・データベース化
 - ・関係団体との連携
- (市民アンケートから)
- ・周知や広報の充実
 - ・保存費用のクラウドファンディングの活用

2 将来像及び基本方針

(1) 将来像

鴨川市が目指す文化財の「将来像」(及び「基本理念」(目指すべき姿))

心豊かな未来を紡ぐ鴨川の文化財

本市の歴史文化は、かつて当地に居住していた人々の活動の成果であり、営まれてきた生活そのものです。つまり、暮らしや経験から得られた知識や知恵の蓄積により、この地域に固有の歴史文化が生み出されてきたものといえます。

この先人の築いた歴史文化が、文化財であり、郷土であり、未来でもあります。

国民共有の財産である文化財は、今を生きる我々だけのものではなく、次世代に受け継いでいくことが必要であり、我々に課せられた使命でもあります。この使命を達成するため、市民、地域、行政がともに手を取り、文化財を守り、未来へ受け継ぐことが地域の発展と豊かな市民の心が育まれる力になるものと考えます。本市の将来像の達成を目指し、それぞれの立場での取組を推進します。

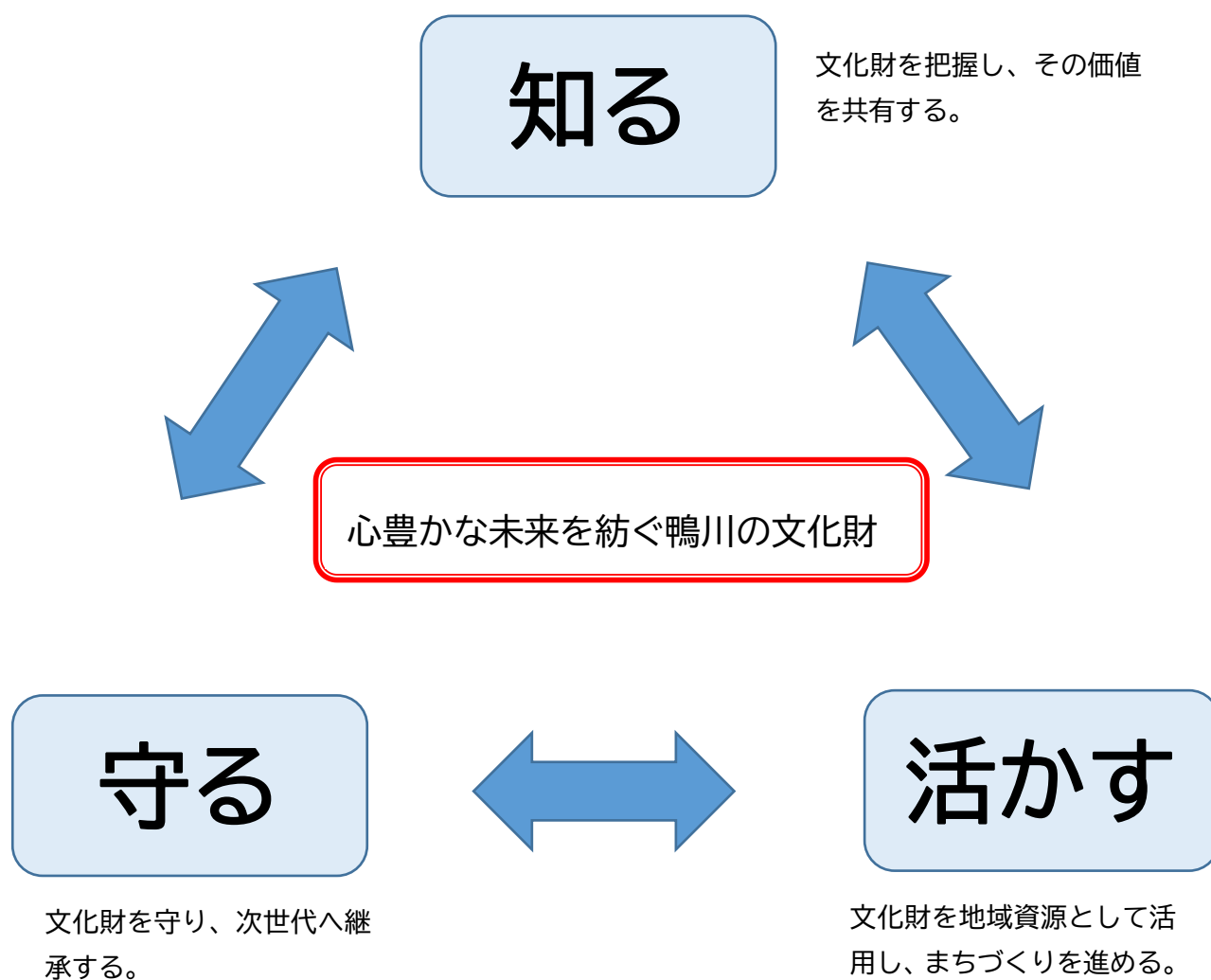
(2) 基本方針

上記の将来像を達成するため、次の3つの基本方針に基づき、文化財の保存活用を推進します。

基本方針1「知る」 キーワード：把握 共有 関心 学習

基本方針2「守る」 キーワード：保存 継承 管理 地域

基本方針3「活かす」 キーワード：活用 資源 評価 教育



3 取組

本市の将来像を達成するため、前出の3つの基本方針に基づき、本計画期間に実施する取組は次のとおりです。

【基本方針1 知る】

(1) 把握に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
文化財調査の実施	各種文化財の調査方法及び調査時期の検討を進めます。	市	R7～R11

(2) 共有に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
情報発信事業	広報誌や SNS を活用し、市内外への情報発信に努めます。	市	R7～R11
デジタルデータの作成及び公開	収蔵資料や文化財のデジタル化を推進し、情報公開に努めます。	市	R7～R11

【基本方針2 守る】

(1) 継承に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
後継者の育成	文化財所有者や保存団体との連携により、次世代の担い手の育成を促進します。	所有者・保存団体、市	R7～R11

(2) 管理に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
ボランティアの育成	文化財調査や文化財の管理を行うボランティアを育成します。	市民、市	R7～R11

【基本方針3 活かす】

活用に関する取組

取組	概要	主体	実施時期
観光事業	商工関係団体や観光関係団体と連携し、新たな周遊コースを設定します。	市民、所有者、市	R7～R11
生涯学習活動連携事業	郷土資料館や公民館における文化財講座の開催や、小中学校の出前授業を行います。	市	R7～R11